

# 日本共産党埼玉県議団ほっとNEWS

NO. 17

2011年9月22日 日本共産党埼玉県議団 048-824-3413

## 6月定例会開会 自民党が請願討論の廃止を提案

22日埼玉県議会6月定例会が開会され、知事挨拶および知事提出議案の提案説明等が行われました。

この本会議に先立ち開かれた議会運営委員会で自民党が「請願に対する討論は、原則として行わない」という申し合わせを行う提案をしました。自民党からの提案理由説明はなく、公明党が請願討論が特定政党や個人の宣伝の場になっているなどと述べて、賛成を表明しました。民主党、刷新の会などがその場での採決に反対し、採決は29日に持ち越されました。

この問題で、党県議団は、議会運営委員長に以下の申し入れを行いました。

### 請願審査に関する申し入れ

本日開かれた議会運営委員会で、請願に対する討論について先例を見直し、「原則として討論を行わない」とする提案が突如、自民党委員より提出されました。

改めて指摘するまでもなく、請願権は憲法第16条で規定された国民の権利であり、請願の審査内容や、各会派、議員の態度を主権者である国民や住民に明らかにすることは、代議機関としての議会の本来の役割であり責務です。

この趣旨に照らすならば、議会として賛成、反対の意を表明して採択か不採択かを決する以上、会派や議員が本会議の討論を通じて請願に対する態度表明を行うのは請願者や県民に対する当然の責任と考えます。とりわけ、全ての常任委員会に議席を有しない少数会派や無所属議員にとっては、本会議での討論が請願に対する態度を表明できる唯一の場であり、これをなくすことは国民への説明責任や少数意見の尊重という議会制民主主義の理念に照らしても問題と言わなければなりません。

本県議会の先例では、「請願の採決に際し、討論を行ったことがある」としてはいますが、請願に対する討論は本県議会で長年にわたって定着してきたものであり、請願審査の充実という点からも、これを変えなければならない正当な理由は見当たりません。

従って、請願者や有権者に対する議会としての説明責任を果たす上からも、この先例の見直しを多数決で強行することなく、全会派の合意に基づく議会運営に努められるよう強く申し入れます。

以上

## 村岡まさつぐ県議の一般質問 9月30日午後3時より

9月22日から始まる県議会9月定例会で、村岡県議が初の一般質問を、9月30日午後3時より行う予定です。

質問内容（変更する場合があります）

- \* 東日本大震災の被災者支援について
- \* 東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化について
- \* 放射能汚染から県民の健康をまもる対策について
- \* 医療体制の充実について
- \* 地域経済の振興について
- \* 県立特別支援学校について
- \* 原発依存から再生可能エネルギー政策への転換を図ることについて
- \* その他

詳細は県議団事務局へ

### 今後の議会日程

9月29日から 一般質問 10月5日  
10月7日 常任委員会  
10月12日 特別委員会  
10月14日 閉会